

○長野県警察の教養に関する訓令

昭和30年1月1日
県警察本部訓令第3号

長野県警察の教養に関する訓令を次のように定める。

長野県警察の教養に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 学校教養（第2条—第7条）

第3章 職場教養（第8条—第15条）

附則

第1章 総則

（根拠）

第1条 長野県警察における教養は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号。以下「教養規則」という。）及び警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号。以下「教養細則」という。）によるほか、この訓令の定めるところによる。

第2章 学校教養

（警察学校の課程）

第2条 長野県警察学校（以下「警察学校」という。）における教養の課程は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 初任科 新たに巡査として採用された警察官に、職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための課程
- 初任補修科 職場実習を修了した巡査に対し、初任科及び職場実習において修得した知識及び技能を深めさせるための課程
- 一般職員初任科 新たに採用された警察行政職員に、職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための課程
- 巡査部長任用科 巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程
- 警部補任用科 警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官にその職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程
- 部門別任用科 生活安全、刑事、交通又は警備の各部門に任用し、又は任用が予定されている警察官（巡査部長及び巡査に限る。）に、当該部門の係員として必要な知識及び技能を修得させるための課程
- 専科 警部補以下の階級にある警察官又は警部補相当職以下の職にある警察行政職員に対し、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための課程

（教養期間）

第3条 各課程の教養期間は、次表のとおりとする。

課程		教養期間
初任科	短期課程	6月
	長期課程	10月
初任補修科	短期課程	2月
	長期課程	3月
一般職員初任科		4週間

巡査部長任用科		2週間
警部補任用科		2週間
部門別任用科	生活安全・刑事	4週間
	交通・警備	2週間
専科		必要とする期間

(教授科目)

第4条 各課程の教授科目及び教授細目は、教養細則第15条の規定に基づき警察庁長官が別に定めるものを基準とする。

(学校教養実施計画の策定)

第5条 警察本部教養課長(以下「教養課長」という。)は、毎年度末までに翌年度に実施する学校教養実施計画を策定し、警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を受けなければならない。

2 学校教養実施計画の策定に際しては、警察学校長(以下「校長」という。)及び関係所属長と緊密に連絡しなければならない。

(教養効果の測定)

第6条 校長は、学校教養の効果測定するため、考査を行うものとする。ただし、第2条第1項第4号から第7号までに規定する課程については、考査を省略することができる。

(警察学校の運営)

第7条 警察学校の運営に関する事項は、別に定める。

第3章 職場教養

(教養の種別)

第8条 職場教養は、訓育指導、実務教養及び術科教養とする。

2 訓育指導は、民主主義の精神の体得及び職責に対する信念の確立並びに良識、知性のかん養等、全人格的教養の向上に併せ明朗にして厳正な規律の保持を目的とし、職務倫理の確立に努めなければならない。

3 実務教養は、警察実務について、その執行務の能率向上を旨とし、執行務に直結して行わなければならない。

4 術科教養は、気力及び体力の錬成並びに職務執行に必要な術科技能の向上を図るため、体育を振興するとともに、現場において職権行使に当たる警察官を重点に、実戦的な訓練を推進するよう努めなければならない。

(推進及び調整)

第9条 警務部長、教養課長及び校長は、職場教養が総合的かつ効果的に行われるよう、その推進及び調整に努めなければならない。

2 警察本部の部長及び所属長は、所管事務に関する職場教養が適切に行われるよう、その推進に努めなければならない。

(所属長の教養責任)

第10条 所属長は、本部長が定める職場教養の実施計画に基づき、所属における年間の教養計画を立て、職場教養が適切かつ効果的に行われるよう、その推進に努めなければならない。

(教養担当者)

第11条 各所属に教養担当者を置き、警察本部の所属においては指導官又は次長(副隊長及び副校長を含む。)、警察署においては副署長又は次長をもつて充てる。

2 教養担当者は、所属における教養に関する企画立案及び実施並びに教養に必要な資料の収集、作成、整備保管等の事務をつかさどるものとする。

3 所属長は、必要により幹部の中から教養補助者を指名し、教養担当者の補助を行わせるものとする。

(職場教養の方法)

第12条 職場教養は、業務の内容及び職場の状況に応じ、自ら考える教養に重点をおき、次の各号に掲げる方法その他教養効果が最もあがる方法で行うものとする。

(1) 個人指導 所属の警察職員の能力又は特性等に応じた具体的な指導を日常の業務を通じて行うもの。

- (2) 資料配布 教養資料その他参考となる資料を必要に応じて作成し、所属の警察職員に配布するもの。
- (3) 小集団活動 少人数の集団による業務の改善等に関する研修その他の活動を行うもの。
- (4) 実務研修 所属の警察職員を他の職場に派遣し、派遣先の職場における職務執行を通じて、捜査実務能力、行政実務能力その他の専門的な能力を向上させるもの。

(教養効果の測定)

第13条 本部長は、職場教養の効果を測定するため、毎年1回以上巡査（巡査部長昇任試験合格者を除く。）に対し、必要な試験を行うものとする。

(教養実施簿)

第14条 所属長は、教養実施簿（別記様式）を備え、職場教養の実施状況を明らかにしておかなければならない。

(報告)

第15条 所属長は、第10条の規定に基づき翌年の教養計画を定めたときは、12月末日までに本部長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告のほか、特異な教養、特に参考とすべき教養等を実施したときは、その都度本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和30年1月1日から施行する。

附 則（昭和34年1月20日県警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和34年1月20日から施行する。

附 則（昭和34年11月11日県警察本部訓令第20号）

この訓令は、昭和34年11月11日から施行する。

附 則（昭和35年3月29日県警察本部訓令第12号抄）

1 この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年3月11日県警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和36年12月4日県警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和36年12月4日から施行する。

附 則（昭和38年5月1日県警察本部訓令第11号抄）

1 この訓令は、昭和38年5月1日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年11月18日県警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和39年11月18日から施行する。

附 則（昭和42年4月11日県警察本部訓令第6号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、昭和42年4月11日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年1月13日県警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和43年1月13日から施行する。

附 則（昭和45年1月5日県警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和45年1月5日から施行する。

附 則（昭和46年3月12日県警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和46年3月12日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日県警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日県警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月4日県警察本部訓令第22号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、昭和48年12月4日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日県警察本部訓令第6号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年7月16日県警察本部訓令第11号抄)
(施行期日等)

- 1 この訓令は、昭和49年7月20日から施行する。〔以下略〕

附 則 (昭和50年3月13日県警察本部訓令第5号)

この訓令は、昭和50年3月13日から施行する。

附 則 (昭和51年6月22日県警察本部訓令第10号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和51年6月22日から施行する。

附 則 (昭和54年2月27日県警察本部訓令第4号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和54年3月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 (昭和54年5月15日県警察本部訓令第7号)

この訓令は、昭和54年5月15日から実施する。

附 則 (昭和58年12月1日県警察本部訓令第8号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則 (昭和61年11月25日県警察本部訓令第12号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月19日県警察本部訓令第4号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年9月1日県警察本部訓令第17号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月14日県警察本部訓令第5号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成6年3月17日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成6年12月15日県警察本部訓令第24号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月19日県警察本部訓令第8号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年3月22日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成13年3月30日県警察本部訓令第13号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月11日県警察本部訓令第4号抄)
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成14年3月13日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成17年9月12日県警察本部訓令第13号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年9月26日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕
附 則 (平成19年3月30日県警察本部訓令第9号抄)
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
附 則 (平成24年3月30日県警察本部訓令第7号抄)
- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
附 則 (平成25年3月22日県警察本部訓令第6号抄)
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成25年3月22日から施行する。〔以下略〕
附 則 (平成29年8月1日県警察本部訓令第15号抄)
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成29年8月1日から施行する。
附 則 (平成31年2月28日県警察本部訓令第5号抄)
(施行期日)
- 1 この訓令は、平成31年3月15日から施行する。